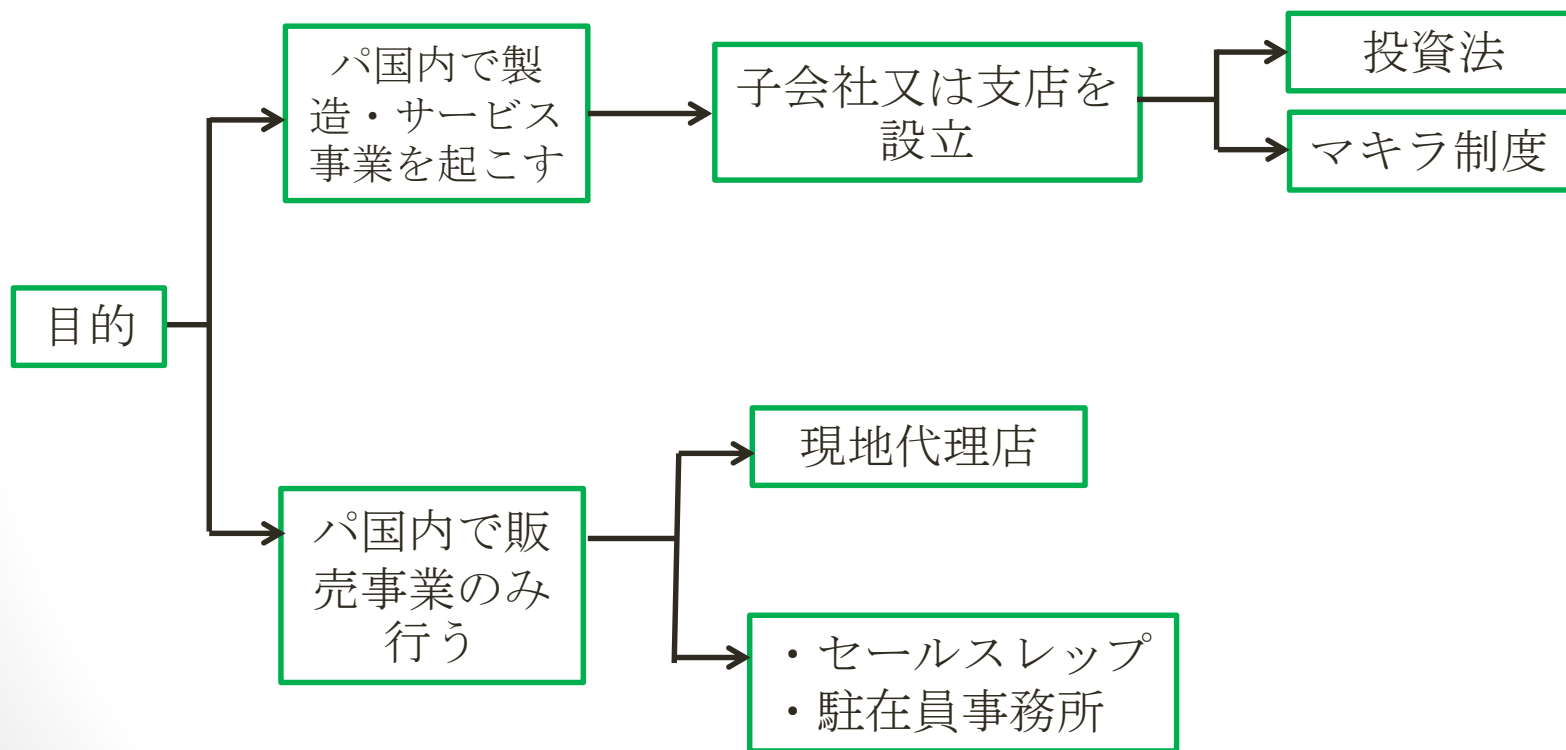


# パラグアイへの進出 方法と留意点

MIGUEL ISHIDA

# パラグアイへの進出方法

パラグアイへの進出方法は、進出企業の目的による。



## 1) 法人化

- 進出には子会社を設立されるのが主な方法である（配布資料1を参考に）。
- 法人化方式に関しては、様々な形態が認められるが、主に使用されるのは株式会社または有限会社である（配布資料2を参考に）。
- 支店の設立も可能だが、連帯責任が発生するため、リスクが高まる（配布資料3を参考に）。

## 2) 投資制度。

- ▶ マキラ事業を実施するにも、投資法の優遇措置を受けるにも、投資計画書を作成する必要がある。
- ▶ 投資計画書を作成するには、免許を取得している技術コンサルタントを採用する必要がある。

- ▶ 計画書は、提出後60日以内に商工省と大蔵省共同議決によって承認される。
- ▶ 計画書の作成コストは約ドル5, 000. 00である（承認までの手続きコストは含む）。
- ▶ マキラ契約書の提出が求められる(マキラ制度のみ)。

### 3) その他の要点・要因。

- ▶ 製造 / 販売製品の登録。
- ▶ 特許の取得または商標の登録。
- ▶ 輸入・輸出業者として登録。
- ▶ 環境庁の事業許可の取得。

# 投資法制度に関する留意点

(参考資料4)

- 輸出だけではなく、国内販売も主に計画されてる場合は（生産量の**10%**以上）投資法制度を使用することになります。
- この制度により、**7年以下の中古資本財（機器等）**を免税で輸入することが可能である。
- 同じく、資本財の購入に**Hire/Purchase Option (Leasing)**制度の利用も可能である。

投資法制度により税金免除の詳細は以下になります：

資本財、原材料の輸入時の関税及び国内税

会社の設立、登記、登録に関わる税金

元金、利息及び手数料の外国送金や支払いに関する税金（500万ドル以上の投資に適用）

配当金の支払い、利益の外国送金に関わる税金（10年、500万ドル以上の投資に限る）

# マキラ制度に関する留意点

(参考資料5)。

- この制度は輸出強化が目的であるため、生産量の90%以上が輸出向けであれば、マキラ制度の使用が妥当である。
- マキラ制度での納税率はinvoice FOB 価額、またはパ国付加価値価額の1%のみである。
- 国内販売は前年度生産量の10%まで認められる。国内販売製品に関しては免税は許されない。
- マキラ制度を投資法と両立して採用することは可能である。生産事業にはマキラ制度を使用し、資本財（機械や機器）の輸入には投資法を使用することが可能である。

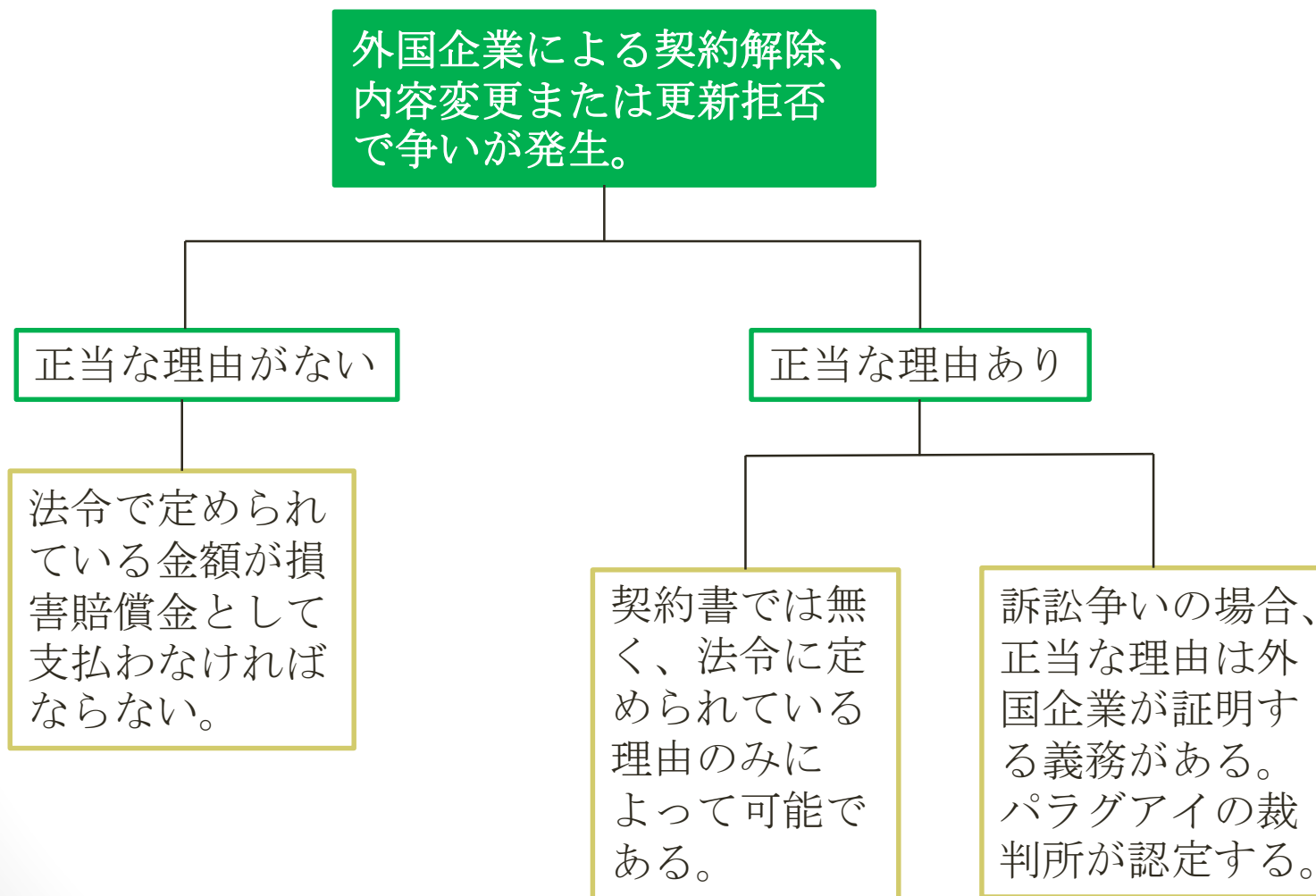
# 販売のみ



# 現地企業を代理店に。

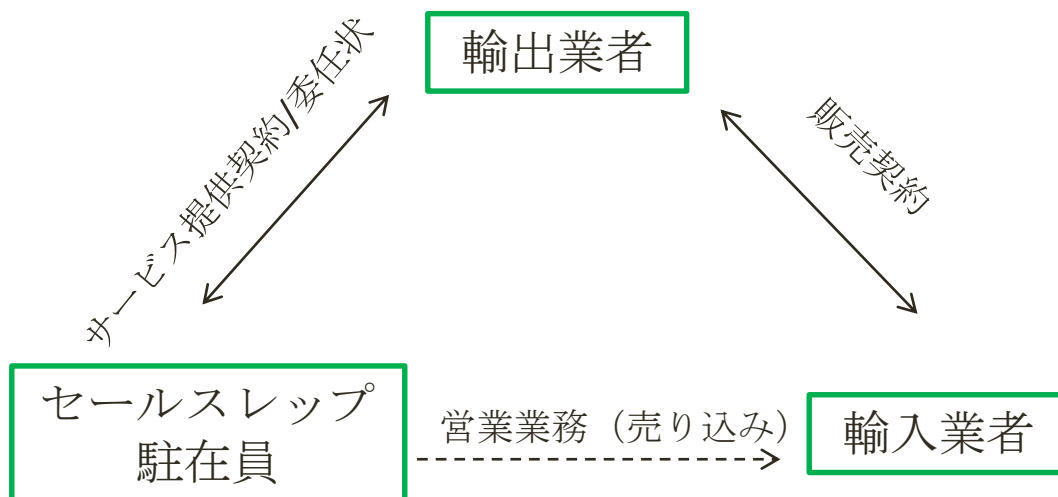
- 外国企業と代理店契約は法令№ 194/93 の規定が適用されます。
- 輸出業者と代理店は、製品の品質について共同責任を負う。
- 代理店契約が解除された場合、外国企業は相当な賠償金を支払う義務を負う可能性がある。
- 代理店契約に関する一切の紛争に関しては、パラグアイ裁判所が管轄裁判所である。

# 法令№ 194/93



# 販売にセールスレップを採用。

- 本制度は駐在員事務所の開店にも使用されています。
- 主に契約書に伴った条件で運用されます。特定法令はありません。
- セールスレップは以下の条件を満たす必要がある：
  1. 身分証明書を持っていないといけない。
  2. 納税者として税務局に登録しないといけない。
  3. 委任状を入手。
- セールスレップの主な役目は輸入業者から注文を取ること。契約書を署名する権利は持たされません。



# 会社設立

# 子会社設立に必要な書類

- 必要書類:
  - 親会社の定款。
  - 親会社の履歴全部謄本。
  - 親会社の取締役会承認議事録の作成。
  - 設立手続きの遂行に関して、親会社の代理人を立てる委任状の作成。
- 全ての必要書類に公証人役場、法務局での査証と日本国外務省にてアポスティューユ（Appostillius）が必要とされる。

## ▶ 取締役会承認議事録と委任状に記する必要とされる項目・内容

- 子会社の社名。
- 子会社の形態（株式又は有限）。
- 子会社の総資本金（出資株主は最低2社）。
- 各親会社の出資比率と出資方法（現金か現物出資）。
- 子会社の事業目的。
- 子会社の住所。
- 子会社の代表者、取締役人と監査役人（株式会社の場合）の任命。
- 子会社の生存期間（最上限99年に限定）。
- 代理人の名前、身分証明書番号と住所。

## ➤会社設立の手続き

- 1) 書類の翻訳(スペイン語以外の言語で作成された書類に関して)。
- 2) 委任状の登記及び有効証明書の取得。
- 3) 出資親会社がパラグアイで破産申請、資産差し押さえ命令等実施されていない証明書の入手。
- 4) 現地弁護士を通して、新設子会社の定款の作成。
- 5) 現地公証人を通して、作成された定款を公正証書に写す。
- 6) 大蔵省法務局の承認取得。
- 7) 公共登記局で定款の登記。
- 8) 税務局にて納税者登録。
- 9) 労働省にて雇用者登録。
- 10) 社会保険庁 (IPS)にて雇用者登録。
- 11) 市役所にて商業登録。
- 12) 新聞広告。
- 13) 大蔵省法務局で登記。

➤ 設立手続き開始から事業開始までの期間

約60～90日

- 子会社の代表者、取締役人、監査役人および親会社の代理人はパラグアイの国籍所有者、または外国人の場合、パラグアイの永住権および身分証明書の所有者でなければならない。



# 登記にかかるおおよその費用

登記にかかる費用は、資本金によって変わってくる。

- 100,000ドル以下の資本金の場合:
  - ★ 固定費：800ドル前後。
  - ★ 弁護士・公証人等の報酬：2,000－3,000ドル前後  
＋消費税が加算されます。
- 100,000ドル以上の資本金の場合:
  - ★ 固定費：800ドル前後。
  - ★ 弁護士・公証人等の報酬：資本金額に対する  
1.75%－3.75%＋消費税が加算されます。

Thank you for your  
attention

ありがとうございました。